

令和4年度 北中城中学校 部活動に係る基本方針

ここに、北中城中学校部活動に係る基本方針を示し、部活動の詳細（「部活動運営規程」）については、本基本方針に則り作成する。

I 望ましい部活動の在り方

1 部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置づけ

＝ 学習指導要領における「学校運営上の留意事項」 ＝

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

- ① 技や力の優劣を競う競技としての一面も濃くあり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心身ともに成長できる。
- ② スポーツや文化、科学等そのものの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化活動を継続することにつながる。
- ③ 仲間や指導者との出会いを通して、その後の進路、生き方に良い影響を与える。
- ④ 子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合って友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資する。
- ⑤ 部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸ばす場となる。
- ⑥ 部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含むものであり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

2 望ましい部活動の在り方

- (1) 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考える。
- (2) 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導することが大切である。
- (3) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。
- (4) 部活動の指導においては、勝利を目指すことや技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義に陥らない指導が重要である。

Ⅱ 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

1 部活動の方針の策定等

- (1) 校長は、教育委員会が策定した「北中城村部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。
- (2) 活動計画書・活動実績書について
指導者は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、活動実績（活動日、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、学校の活動方針及び各部の活動計画を公表する。

2 指導・運営及び管理に係る体制の構築

- (1) 部活動の設置
 - ①校長は、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
 - ②校長は、生徒、保護者が新規部活動設置を要望した場合、適切な部数や教職員の負担等も考慮するなど十分な審議を経て、その設置の可否を判断する。
- (2) 指導助言
 - ①校長は、部顧問の決定に当たっては、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築が図れるよう留意する。
 - ②校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、指導者に対して、指導助言を行う。
 - ③校長は、教師の部活動への関与について法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- (3) 複数顧問制
複数顧問制は、複数の目で部活動を見守ることで、不適切な対応の抑制や部活動中の事故防止等、生徒の安全に資する面がある。また、引率等の場面において、教職員の負担軽減に資する面もある。一人の教職員が複数の部活動を担当することがないように、校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、学校の実態に応じた、部活動の複数顧問制に取り組む。
- (4) 研修の実施
指導者は、教育委員会等、学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講しなければならない。
- (6) 「部活動顧問会」の設置
校長は、校務分掌に部活動担当者（主任等）を位置付け、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会」を設置し、年度初めや各学期中に学校の部活動方針の確認や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け部活動指導の点検（チェックシートの活用等）に取り組む。

Ⅲ 適切な指導の実施

1 指導における留意点

- (1) 校長及び指導者は、県や村の方針等に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- (2) 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- (3) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先し、天候の変動（熱中症、落雷等）により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
- (4) 学校教育の一環として行われる部活動では、暴力・暴言等による指導については絶対に行わない。
- (5) 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必

要であることを理解し、生徒の心身に負担を与えるような過度の練習は避ける。

また、部活動以外の様々な活動に参加する機会により、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上やスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。

- (6) 指導者は、生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、競技の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (7) 指導者は、専門的知見を有する保健体育科の教諭や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差への科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

2 部活動用指導手引の活用

指導者は、関係団体が、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引書等を活用して、指導を行う。

IV 適切な休養日等の設定

1 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日について

- ①休養日については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の休養日やノー部活デー等の学校全体の休養日を設ける。
- ②学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③長期休業期間中は、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度まとまった休養期間を設ける。

(2) 活動時間について

- ①1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ②長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。

2 休養日及び活動時間の遵守

校長は、教育委員会の方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。

また、校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握し、指導者に対して、適宜、指導助言を行い、休養日及び活動時間の遵守を徹底する。

V 学校単位で参加する大会等の見直し

本校部活動が参加する大会等は、沖縄県及び地区中学校体育連盟、沖縄県及び地区中学校文化連盟等の主催又は共催する大会等とする。

それ以外の各競技団体や芸術関係団体等が行う大会等や地域の行事・催し等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や引率する指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて学校において精査する。